

茨城県 獣医師会 会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.83

5.2015

公益社団法人 茨城県獣医師会

獣医師の皆さまとご家族に 大きな安心を!!

公益社団法人日本獣医師会
獣医師福祉共済事業



獣医師の皆さまを取り巻く様々なリスクの備えに

「獣医師会のほけん」

一家の大黒柱の獣医師ご本人が病気やケガで働けなくなったら……

ご本人やご家族が病気やケガで入院や通院をされたら……

動物病院の従業員の皆さまがお仕事中にケガをされたら……

動物病院の什器・備品・医療機器や業務用現金などが偶然な事故で損害を被ったら……

病気やケガに備える

所得補償保険	団体長期障害 所得補償保険	新・団体医療保険 [*]	傷害総合保険	動物病院従業員補償 傷害総合保険
ご本人やご家族(就業者)が 病気やケガで働けなくなっ たときの補償 (支払対象外期間7日の後 最長1年間補償)	ご本人やご家族(就業者)が 長期に渡り、病気やケガで 働けなくなっただけの補償 (支払対象外期間372日の後 最長70歳まで補償)	ご本人やご家族が 病気やケガにより 入院・通院・手術 したときの補償	ご本人やご家族が ケガにより 入院・通院・手術 したときの補償	動物病院の従業員が 仕事中にケガをして 入院・通院・手術 したときの補償

^{*}医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約セット団体総合保険

動物病院の「什器・備品・医療機器」「現金・有価証券等」の損害に備える

動物病院 「什器・備品・医療機器」総合補償 (ショップオーナーズ保険)	下記損害に関する補償がセットされています。 ①火災・爆発・風災・盗難・破損等の「偶然な事故」による動物病院の動産(設備・什器・備品等)の損害 ②火災・爆発・破損などの事故による動物病院やユーティリティ設備の損害による動物病院の休業損害 ③火災・爆発・風災・盗難・破損などが原因で建物オーナーに対して負担する賠償責任 (③は借用店舗の場合に補償対象となります)
動物病院 「現金・有価証券等」総合補償 (コーポレートマネーガード保険)	業務用の現金や有価証券等の偶然な事故による損害を保管中・輸送中を問わず補償。 拾得者への報労金も補償対象となります。

日本獣医師会福祉共済事業各保険の資料は下記幹事代理店までご請求ください。
なお、携帯電話からもご請求いただけます。右のQRコードからアクセスしてください。



保険契約者 公益社団法人 日本獣医師会

詳しい内容につきましてはパンフレットをご請求いただき、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

問い合わせ先

幹事代理店 **株式会社安田システムサービス**

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29F
TEL:03(3340)6497 FAX:03(3340)5700
受付時間 9:00~17:30(土・日・祝休)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

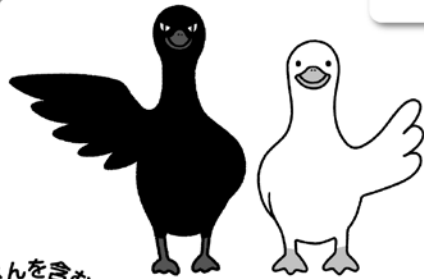
団体・公務開発部第二課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL:03-3593-6453 FAX:03-3593-6751
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

SJNK14-13866 (2014.12.29)

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 **No.1**
平成25年度「インシュアランス生命保険統計」



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険

EVER

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	日帰り入院から 入院5日目まで	一律5日分	2.5万円
	入院6日目以降	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	手術	入院中の手術 1回につき	5万円
		外来による手術 1回につき	2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円
入院前後の 通院	入院前も、退院後も 1日につき		3,000円

一生
生涯
保障

月払保険料 【個別取扱】 通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	3,594円	5,373円	7,921円	11,291円
女性	3,194円	4,615円	6,678円	9,494円

2014年9月22日現在



女性の方には「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円のお祝い金

生存祝金特約

●「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●特約のみのご契約や(総合先進医療特約)(生存祝金特約)(診断給付金複数回支払特約)の中途付加はできません。 ◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

三泉トラスト保険サービス株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋2-20-1 新橋三泉ビル

☎ 0120-357-212
(平日9~20時、土日祝9~17時)

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)

東京第一法人営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19階
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

AF広宣課:2014-0048 8月25日

新登場!!



心配な
「がん」の
備えに

NEW/
新 生きるための
がん保険 Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時金として	1回限り	がん 上皮内 新生物	50万円 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき		5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 退院後365日以内の通院なら日数無制限	1日につき		5,000円
手術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
放射線	60日間に1回 回数無制限	1回につき		10万円
抗がん剤	入院しなくても	治療を受けた月ごと	乳がん・前立腺がんの ホルモン療法するとき	5万円 2.5万円
▽上皮内新生物は保障の対象外 更新後の保険期間を含め通算300万円まで				

一生
生涯
保障
10年
更新

※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

プレミアサポート

訪問面談サービス

専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【個別取扱】 Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払戻金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	50歳	60歳	70歳	80歳
男性	3,495円	5,800円	8,440円	10,200円
女性	3,005円	3,675円	4,455円	5,065円

* (抗がん剤治療給付金)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2014年9月22日現在



女性の方には「新 生きるためのがん保険レディースDays」もあります。



ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの
先進医療に
備えたい

がん先進医療特約

がん再発の
リスクに
備えたい

診断給付金
複数回支払特約

NEW



獣医師の誓いー95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

「獣医師の誓いー95年宣言」について（説明）

この「獣医師の誓い」は、世代や獣医師の職域を越えて、しかも実行性のあるものとして、すべての獣医師に受け入れられるよう、獣医師倫理の総論的、最大公約数的な事項を集約したもので、基本理念としての前文と5項目からなる各論で構成されております。

この誓いは、新しいセオリーや意見を述べるものではありませんし、また、高邁な精神訓話をしようとするものでもありません。当たり前のことを羅列しただけです。この当たり前のことを折に触れて改めて考え、そして自分自身の認識として、普段の行動のよりどころとしていただきたいと願うものです。

また、「95年宣言」という副題は、この誓いを獣医師自らが内に向かって誓うということだけでなく、外に向かって、社会に対して宣言することにより、獣医師の責任を一層明確にすると同時に、これを遵守しなければならないという気持ちが喚起されることを期待して特に付したものであることを強調しておきます。

前 文 に つ い て：

獣医師とは何か、獣医師の役割は、そして獣医師のありようについての議論の集約です。また、獣医師としての誇りをその職務の遂行と表裏をなすものとして位置付け、さらにプロフェSSIONALとして自らを厳しく律するよう求めるとともに、獣医師自身の豊かさの追求にも触れております。

各 論 に つ い て：

前文の理解と前提にたつて、より具体的な目標として、次の5項目にわたる事項をとりあげました。獣医師の任務、職域が広範多岐にわたることから、盛るべき内容は多く、その集約、整理、表現などに苦勞いたしました。より明快な主張となるよう工夫しました。

1は、獣医師の幅広い任務を象徴的にとりあげたもので、動物の生命に直接関わるだけでなく、公衆衛生分野あるいはバイオメディカル分野などにおいて人の健康にも密接に関わる専門職としての社会的な使命をこのような形で常に認識するよう、獣医師の自覚を促すものです。

2は、近年、重要となっている人と動物の関係ーヒューマン・アニマル・ボンドをより良く築くことについて、獣医師が両者に関わる専門職としてその職責を果たしていくことを通じて、平和な社会の発展と環境の保全に寄与するよう求めるものです。

3は、獣医師が社会性、広い市民性を身につける必要を述べたもので、獣医師に限らず職業的科学家、専門家に往々にして見られる内面的な知性の峽隘性、社会性の欠如に対し、より幅広く教養を身につけるなど、専門分野以外のことに関する自己研鑽についても一層の努力を呼びかけるものです。

4は、科学家としての獣医師が、当然のこととして、日進月歩の獣医学術の研鑽に常に努め、あわせて医学や生物学などの自然科学さらには社会科学を含む関連科学との交流を積極的に推進することにより、獣医学術のみならず、獣医学術と密接に関連する科学の発展についても貢献するよう願うものです。

5は、独善的な傾向がみられがちな専門家ー獣医師に対して、全体的なまとまりを強く呼びかけるとともに、国際的にも獣医師相互が広く交流し、さまざまな関係情報の交換・伝達を積極的に図っていくことによって、日本だけではなく、世界の獣医学界が発展するよう期待するものです。

茨城県獣医師会会報 第83号 目次

<会務報告>	
公益社団法人茨城県獣医師会第8回総会開催	6
平成26年度(第2回)正副支部長会議開催	8
<行政機関情報等>	
家畜伝染病予防法に基づく検査の一部変更について	11
茨城県内における豚流行性下痢の発生とその対策について	12
鹿行地域のPED発生状況及び対応状況	14
こだわりの自家製ヨーグルトを作る鈴木牧場	17
食品表示法の施行について	18
<部会・地区便り>	
ブロック活動報告	20
支部活動報告	21
<随筆・随想等>	
「災害時における愛玩動物救護」の講演を聞いて	木内 貢 26
すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けてー女性獣医師支援特別委員会の取り組みー	前田 育子 27
豊かな郷土「常陸国」	菅原 茂美 31
愛犬チャッピー18年の生涯(その2)	諏訪 綱雄 34
駕籠かき家業	菅原 茂美 37
<本会情報>	
平成26年度茨城県獣医師会事業実施報告	45
<福利厚生事業>	
会員の福利厚生事業報告	57
会員訃報	57
平成26年度茨城県獣医師会新入会員紹介	58
平成26年度茨城県獣医師会退会者	58
所属変更	58
勤務退職者支部 武田 正 様より寄贈	59
<動物名のルーツを探る>	
シリーズ29 カラス	13
シリーズ30 クジラ	56
<こぼればなし>	
「3・11」茨城のデータ	25
「イスラム教」とは?	30
豚と人の類似点	33
「所得格差」	38
『輪廻』	44
「暫定入学」	51
<編集後記>	68

茨城県獣医師会会訓

1. 茨城県獣医師会は、会員の団結と和を基本理念とする伝承を継承して、秩序ある運営をはかり堅実な事業の発展を期する。
2. 茨城県獣医師会は、動物愛護を通じて社会貢献につとめ、同業相互協力の精神を保持する。
3. 茨城県獣医師会会員は、最新学術の研修につとめ、獣医師の誇りと品格を高揚する。

公益社団法人茨城県獣医師会第8回総会開催

日時：平成27年3月26日（木） 午後2時～

場所：つくば国際会議場（つくば市竹園2-20-3）

【小林貞雄会長挨拶】

- * 会員各位には年度末、御多忙の折、多数御出席いただき感謝します。
- * 東日本大震災から4年経ちました。罹災されました方々には心からお見舞い申し上げます。そして獣医師会の皆様にはボランティアなど、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。また茨城県との災害時協定に基づき、マニュアルにより、被災動物の保護や、チップ埋設により早期に飼い主の元へ帰れるよう、特段のご協力を願うとともに、リーダーの設置をお願いする次第です。
- * 他県において、教員が生徒に穴を掘らせ、子猫を生き埋めにした事件がありましたが、動物の飼育を通じて、学校教育に貢献するよう、獣医師会もぜひ協力していきたいと思っています。
- * 獣医師会は、犬猫のみではなく、傷病野生動物の保護にも貢献して社会に奉仕することも重要な役割であります。
- * 獣医師会は、畜産業への協力により、常陸牛・牛肉の海外輸出などにも協力し、本県農畜産物輸出拡大に貢献したいものです。
- * 食の安心・安全を確保するため、県が行う食肉検査などにも協力し、公衆衛生の推進に貢献していきたいと思っています。

【議事経過】

- 1 開会：吉田勝也副会長
- 2 物故者に対する黙祷
- 3 会長挨拶
- 4 議長選出
議長：勤務退職者支部・戸谷孝治
副議長：第10支部・山室 司
議事録署名人は定款により総会出席理事全員
- 5 書記任命：中野真紀子（事務局）
- 6 議事
第1号議案：平成27年度事業計画（案）及び同経費収支予算（案）について議決を求める件
第2号議案：平成27年度会費徴収額決定について議決を求める件
第3号議案：平成27年度借入金の最高限度額について議決を求める件
- 7 閉会：宇佐美晃副会長

家畜伝染病予防法に基づく検査の一部変更について

茨城県農林水産部畜産課
家畜衛生・安全グループ

平成27年度から、家畜保健衛生所が実施している家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の一部が変更になります。変更点は以下のとおりです。

○ヨーネ病

肉用牛でのヨーネ病の発生が全国的に増加傾向にあることから、検査対象に肉用繁殖雌牛を追加。

<検査の内容>

- ・検査対象：乳用牛及び肉用繁殖雌牛。ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
- ・検査間隔：4年に1回。
- ・検査方法：エライザ法による検査。陽性の場合は遺伝子検査。

○馬伝染性貧血

競走馬等の管理されている馬群については、5年に1回の検査でも感染拡大のリスクが小さいと評価された（馬防疫検討会）ことから、検査間隔を年1回から5年に1回へ変更。

<検査の内容>

- ・検査対象：競走馬（4歳馬）、乗用馬、愛玩馬。
- ・検査間隔：5年に1回。
- ・検査方法：ゲル内沈降反応による検査。

○牛の伝達性海綿状脳症（BSE）

BSEの発生状況、最新の科学的知見等から、検査対象月齢を24か月齢以上から48か月齢以上へ変更。

<検査の内容>

- ・検査対象：満48か月齢以上で死亡した牛の死体。
- ・検査方法：エライザ法による検査。

詳細につきましては、畜産課家畜衛生・安全グループもしくは各家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。

茨城県内における豚流行性下痢の発生とその対策について

茨城県県北家畜保健衛生所

山下 薫

【はじめに】

平成25年10月、7年ぶりに国内で豚流行性下痢（以下、PED）の発生があり、茨城県でも平成25年11月から平成27年3月現在までに37件の発生が確認されました。

茨城県でのPED発生時期は、大きく3期に分けられます。平成25年11月に2件、平成26年4月～5月に6件の発生があり、防疫対策の結果PEDウイルスの動きは沈静化したと思われました。しかし、平成27年1月からPEDの発生が相次ぎ、平成27年3月現在も発生が続いています。

茨城県では、PED拡大防止のため防疫対策を講じるとともに、県内へのPEDウイルスの浸潤状況を調査するため、発生が確認されていない農場を対象として中和抗体検査を行っています。

【防疫対策】

PEDによる被害の拡大を防止するため、県内外におけるPED発生情報を直ちに市町村および豚飼養者に通知しています。また、豚飼養者には飼養衛生管理の遵守を再度呼びかけるとともに、ワクチン接種等を指導しています。さらに、農場へのPEDウイルス進入防止対策として農場出入口の消毒のための消石灰の配布を行いました。

と畜場においては、家畜運搬車両の入退場時の消毒の徹底を指導し、必要に応じて動力噴霧器の貸与、消毒の実施状況の確認を行っています。また、と畜場内の交差汚染を防止するため、PEDの発生農場と発生が確認されていない農場の出荷の時間帯および曜日を区分しました。

【非発生農場の中和抗体検査】

県内のPEDウイルスの浸潤状況を調査するため、発生が確認されていない農場を対象として中和抗体検査を行っています。供試血清は、平成25年9月から平成27年3月まで1ないし3か月ごとに、と畜場または農場で採材した、のべ375戸3397頭の肥育豚の血清としました。

その結果、地域別には、県北・県央地域の検査対象農場90戸中13戸(14.4%)、鹿行地域84戸中21戸(25%)、県南地域92戸中12戸(13%)、県西地域65戸中12戸(18.5%)で2倍以上の中和抗体価が確認されました。

採材時期別には、平成25年9月から平成26年3月まで検査対象豚の抗体保有率が50%を超える農場はありませんでした。検査対象豚の抗体保有率が50%を超える農場は、平成26年4～5月に1戸（抗体保有率100%、GM値16倍）、6～7月に1戸（抗体保有率90%、GM値7.5倍）、8～9月に1戸（抗体保有率60%、GM値3倍）、平成27年2～3月に1戸（抗体保有率100%、GM値10.6倍）ありました。これらの農場はいずれも一貫経営農場でした。当該農場に立ち入り検査を行ったところ、飼養豚に下痢や嘔吐などの臨床症状は認められず、稟告によっても以前からPEDの発症を疑う症状はありませんでした。

【考察】

サーベイランス検査の結果、平成27年3月現在、PED非発生農場でPEDウイルスの動きがある農場は確認されていません。しかし、採材時期によってはPED発生農場であっても抗体保有率が低い可能性があるため、サーベイランス検査における中和抗体価の解釈についてはデータを蓄積した上で慎重に行う必要があります。今後も県内へのPEDウイルスの浸潤状況の確認および蔓延防止のため、サーベイランス検査を継続予定です。

茨城県は養豚農場数536戸、飼養頭数575,166頭と、養豚農場数、飼養頭数ともに多く、養豚場密集地域も多く存在しています。平成26年10月までの茨城県でのPEDの発生は8件にとどまっていた。その理由として、と畜場での消毒、発生農場と非発生農場の出荷時間および曜日の区別が挙げられます。また、茨城県では出荷の際に個別車両を使用する農場が多いことが農場間の交差汚染が少なく感染が拡大しなかった理由として考えられます。さらに、PED発生農場で馴致を行っている農場はなく、各農場内のウイルス量が抑えられていることも県内のPEDの発生件数が抑えられていた理由であると推察されました。平成27年1月からは、養豚場密集地域を中心としたPEDの発生が続いています。茨城県ではPED特別対策地域を設定し、消石灰の配布、消毒ポイントの設置、農場の出入り口での車両消毒の実施、死亡頭数・防疫措置内容の報告などの対策を実施しています。

PEDの感染が確認された農場では、飼養形態によっては農場内で再発を繰り返し、被害が拡大する事例もみられます。今後も農場のバイオセキュリティを向上させ、PEDウイルスの農場内への進入を防止するための対策が必要です。

動物名のルーツを探る（シリーズ29 カラス）

カラス 烏 鴉



カラスは普通どこでも見られる身近な鳥で、ハシボソガラスとハシブトガラスの2種がある。ハシボソカラスはくちばしが細く胸が少し紫色に光っていて、田畑によく見られる。一方ハシブトカラスは、くちばしが太く胸毛が少し緑色気味で、多くは町や港に見られている。

このカラスの名は、「くろし」の意味からきていると一般的にされている。古書『万葉集抄』や『和訓栞』でもカラスは「くろし」からの名称であるとしている。しかし、一部には鳴き声の「カー・カー」からカラスになったという説もある。

また、松浦静山著『甲子夜話』には、一般の鳥が交尾する時メスの背に雄が乗って致すのが常であるが、カラスの場合には、メスがあお向けになり雄がうつむきで交わるとされている。そのため、からすは樹の上で交尾することはない。

カラスは、燕雀科に属し、学名はコルグス（ラテン語）でカラスのことである。

英名 クロウ 仏名 コルボー 独名 クレーエ

(T・S)

鹿行地域の PED 発生状況及び対応状況

茨城県鹿行家畜保健衛生所

1 管内の概要

当所が管轄する鹿行地域は、茨城県の東側に位置し鹿島灘と北浦、霞ヶ浦に囲まれた地域です。首都圏に近く温暖な気候で平坦で広大な農地を利用した農業地帯であり、畜産は管内農業生産額の2割を占める重要な基幹産業です。鹿行地域の畜産は、養豚産業が主となり、県全体の飼養頭数約64万頭の約4割を占める25万頭が飼養されています。なかでも今回PEDが発生している鉾田市には約20万頭が飼養され大規模生産者も多く、全国でも有数の養豚地帯となっています。

2 PED発生状況（H26年4月～H27年4月まで）

平成25年10月、国内で7年ぶりとなる豚流行性下痢（以下、PED）の発生が沖縄県で確認された後、本県では平成25年11月18日に国内で2例目となるPEDの発生が管外で確認されました。この時期PEDは、全国的には発生していなかったため、管内の養豚場でもワクチン接種率は低かったことからワクチン接種と、と畜場での交差汚染を避けるため動力噴霧器を貸し出すなどして車両消毒の徹底を指導しました。そのような中、県内では平成26年4月以降5月末までに8例のPEDが発生しました。管内では平成26年4月7日の発生を初めに平成26年5月30日までに4例の発生が確認され、うち3農場では1～2か月でPEDは沈静化しましたが、1農場では非発生農場に復帰するのに8か月を要した事例もありました。

平成27年1月30日、半径約1km圏内に一貫経営7農場、母豚1,000頭が飼養される密集地域で1例目が発生し、2月7日までの約1週間に6農場で、2月19日には地域内の7農場全てで発生が確認されました。

2月20日には上述した密集地域から5km離れた別の地域で発生が見られました。この地域は半径約1kmに一貫・繁殖経営4農場、母豚7,000頭が飼養される地域で、大規模農場が複数含まれています。この地域では約10日の間に全ての農場で発生が見られました。その後3月20日までに発生農場の周辺地域の一貫・繁殖経営16農場、母豚120,000頭を含む複数農場及び肥育経営1農場で発生があり一貫・繁殖経営での発生は下火になりました。そのような状況のなか、4月8日までに肥育経営3農場での発生があり、これまでに管内の26農場（一貫・繁殖経営22農場、肥育経営4農場）で発生が確認されています。

3 通報・検診時点の対応

当所では、農場からの通報後、病性鑑定施設（県北家畜保健衛生所）に材料を搬入し、PCR検査、病理学的検査（凍結切片による免疫組織学的検査）により、検診当日に診断する体制を整えています。

発生農場には、検診時に「PED発生農場における情報共有先」の9項目（①と畜場 ②出荷業者（運搬会社） ③飼料運送会社及び飼料メーカー ④獣医師 ⑤動物用医薬品販売会社 ⑥所属グループや団体 ⑦ローダーやフォークなど機材仕入れ先又は修理依頼先 ⑧おが粉など畜産資材仕入れ先 ⑨ガス業者など農場内に立ち入る業者）を示し、PEDと確定した時点で、自ら連絡をしてもらうよう指導しています。

発生情報の提供は、確定診断前に発生農家の同意を得た上で、半径5km圏内の農家へ、発生の状況や消毒の徹底など注意喚起を呼びかけました。管内農家、市、獣医師、関係機関には、診断が確定した当日に

FAX等により情報発信をしています。

4 発生農場への対応

発生農場主にPEDウイルスの特徴を理解してもらい、今後想定される被害や損失を説明したうえで、早期に終息させるための飼養管理や衛生管理のPED対策を検診時に提案し、間違った対策に進まないよう注意しています。

発生農場のPED対策は、様々な方法で行われていますが、分娩舎でウイルスを増やさないこと、感染を断ち切ること並びに農場の外にウイルスを持ち出さないことを基本とすることにより変わりはありません。

豚舎内の消毒は、アルカリ化した逆性石鹼による豚舎内噴霧、豚舎内通路や分娩房の消毒は、石灰の散布や塗布の指導を行いました。また、感染環を断ち切るため、分娩舎のオールイン・オールアウトを提案し、加えて、死亡畜の適切な処理やたい肥やスラリーも適切な処理後に近隣農家へ配慮して農地還元することや、出荷に際してはと畜場でのルールを守って搬入するよう指導しています。

5 特別防疫対策地域の取組

平成27年2月2日、管内4例目の発生に伴い市養豚組合、市と家保の3者で協議し、発生農場周辺の密集地域を特別防疫対策地域に指定することにしました。マニュアルに従って対策地域の農場からは、健康観察・異常畜の早期通報・死亡頭数の報告・防疫措置実施状況の報告を確認しました。また、対策地域内の農場では、豚舎周囲の緊急消毒と農場出入口の石灰帯の強化や市・県による公道の路上消毒を行うとともに、対策地域の畜産関係車両の出入口を決めて石灰帯による消毒ポイントを設置するなど、対策地域外へのウイルス拡散防止対策を行いました。

2月20日になると、PED発生は対策地域から5kmほど離れた農場に飛び火したため、市全域を特別防疫対策地域に指定しました。また、日々発生する新たな発生農場の増加に伴い、公道消毒の範囲を拡張し最大で約22kmの道路を毎日消毒し、一貫・繁殖経営農場の最終発生（3月20日）まで実施しました。

特別防疫対策地域での対策を進めるに当たり、市養豚組合や市とのPED対策の協議を延べ6回行って農家の同意が得られた対策を優先して行いました。その中で、市養豚組合や市の協力・支援により対策地域内の全農場出入口の防疫を強化するための消石灰や消毒薬の配布が実施されました。

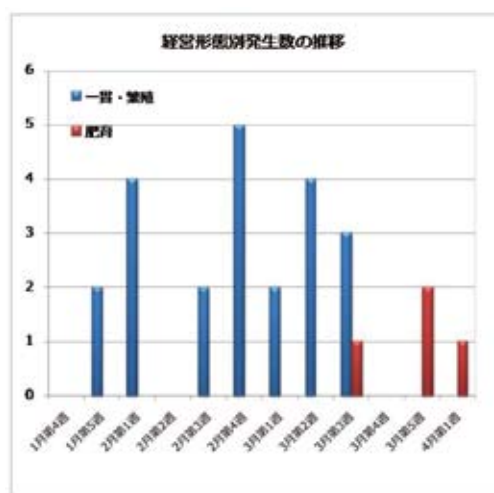
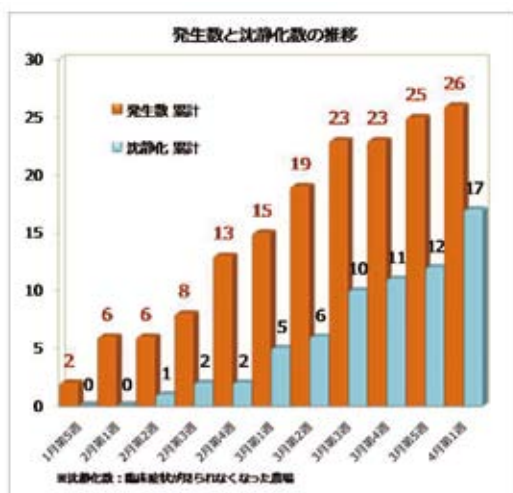
その他、PED対策を啓蒙するため「特別防疫対策地域の指定・変更」「と畜場搬入時の注意点」、「PEDウイルスの特徴」、「緊急消毒」「PEDの農場間伝播を防止するために」などのリーフレットを、発生期間中に延べ9回管内農家へ通知しました。

6 終わりに

今回、管内養豚場では、発生頭数が少ない初期段階で当所への通報があったため、PEDの迅速な診断につながり周囲に拡散する前から対策を立てることができました。このことは農場主がPEDに対しての問題意識が高く、異常を早期に見つけ近隣の農場へ被害を拡大させたくないという配慮が背景にあると思われました。

さらに被害を最小限にするためには、家保は正しい情報を速やかに各農場に通知し、また、畜主と共通認識を持って情報を共有し、協力サポート体制を整えることが必須と考えています。PEDの感染力は想像

以上に強く、近隣伝播が止まらない状況のなか、引き続きPED対策を強化して早期の終息に向け、職員一丸となって頑張っていきます。



●発生農場における分娩舎の消毒



●公道消毒と消毒ポイント



こだわりの自家製ヨーグルトを作る鈴木牧場



茨城県県南家畜保健衛生所



今回、県南家畜保健衛生所管内の石岡市大砂で酪農を営まれている鈴木昇さんの牧場をご紹介します。先日（3月7日）も日本テレビ「満点★青空レストラン」において、鈴木牧場さんが特集で放送されました。テレビ等メディアでの紹介される機会も多く会員の皆様のなかには、既にご存じの方も多いと思います。鈴木牧場さんは本会会員である鈴木昇さんが経営され、乳牛を40頭ほど飼われています。この乳牛から搾られた牛乳でこだわりのヨーグルト、チーズなど加工物を生産販売されています。今、農業では6次産業化が盛んにいわれていますが、まさにそのことを先んじて実践されています。

鈴木さんのこだわりは「おいしい牛乳は健康な牛から」「健康な牛は、良質な飼料から」「良質な飼料は、良質な土から」とおっしゃっており、良質な土づくりのために「良質な堆肥」づくりを実践されています。先日放送された番組のなかでも、タレントの宮川大輔さんが堆肥を手に取り匂いを嗅いで、お香のようないい匂いがすると驚いていました。これは正に完熟した良質な堆肥だからです。良質な堆肥を圃場に散布することで土がふかふかになり、良質の牧草が収穫されています。この牧草を食べられる乳牛も幸せです。



ヨーグルトは、10年ほど前から販売されていますが、完全無添加で作られ、容器もリサイクルできる瓶を使用することで環境に配慮しています。また、チーズ作りも5年ほど前から行われモッツァレラチーズをはじめ、今では多くの種類が作られています。

鈴木さんが永年酪農に携わり、ご家族とともに思い描いた理想の牧場のひとつのかたちにたどりついたのではないかと思います。

食品表示法の施行について

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

平成25年6月に公布された食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示の規定を一元化した「食品表示法」が、本年4月1日に施行となりました。

これにより、食品及び添加物の表示の基準が、主に、次のとおり変更になりました。

なお、加工食品や添加物、栄養成分表示は5年、生鮮食品は1年6ヶ月の間、従来の基準による表示を可能としており、この間に、徐々に新しい表示に切り替えられていきます。

製造所固有記号の使用に係る見直し

消費者が食品等の製造所を容易に把握することが可能となるよう、次のとおり見直されました。

- ◆ 製造所固有記号の使用が、原則として、同一製品を2箇所以上の工場で製造する場合のみに限定されます。（業務用食品は、今までどおりの使用が可能）
- ◆ 製造所固有記号を使用する場合は、次のいずれかの事項を表示することが必要となります。
 - ・製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ・製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
 - ・当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

アレルゲン（アレルギー物質）表示に係る見直し

アレルギー患者による商品選択が容易となるよう、次のとおり見直されました。

- ◆ アレルゲン表示が省略できる特定加工食品及びその拡大表記が廃止され、より広範囲の原材料について、アレルゲンを含む旨の表示が必要になりました。

【例】「小麦」の特定加工食品である「パン」及びその拡大表記となる「ロールパン」は、「（小麦を含む）」旨の表示が省略できなくなります。

- ◆ 表示方法については、個々の原材料名の次に括弧書きする「個別表示」、あるいは原材料名欄の最後にまとめて括弧書きする「一括表示」のいずれかを可能としていましたが、表示可能面積が小さいなどの一部の例外を除き、「個別表示」が原則となりました。

【個別表示】 原材料名：○○○（小麦を含む）、△△△（卵を含む）、□□□

【一括表示】 原材料名：○○○、△△△、□□□、（一部に小麦、卵を含む）

栄養成分表示の義務化

健康意識の高まりを受けて、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示が義務化されました。

＜表示事項＞

区 分	表示事項
義 務	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量で表示）
任意（推 奨）	飽和脂肪酸、食物繊維
任意（その他）	糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

＜表示が省略可能なもの＞

- ・表示可能面積が小さいものや酒類などの一部の食品
- ・消費税を納める義務が免除されている事業者や小規模事業者

表示レイアウトの見直し

- ◆ 表示可能面積が30cm²以下の場合でも、安全性に関する表示事項である「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」については省略ができなくなりました。
- ◆ 原材料名欄に表示している添加物とそれ以外の原材料のうち、添加物については、項目を別途設けて表示することが必要になりました。
ただし、原材料名欄において、添加物とそれ以外の原材料が明確に区分されていれば、別途項目を設けなくても構いません。

機能性表示食品について

機能性を表示することができる食品は、これまで、国が個別に許可した「特定保健用食品（トクホ）」と国の規格基準に適合した「栄養機能食品」に限られていましたが、これら以外の食品に機能性を表示できるよう、新たに「機能性表示食品」制度が設けられ、本年4月1日から始まりました。

特定保健用食品 (トクホ)	表示する効果や安全性について国が審査を行い、健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいたものであることを確認した上で、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。
栄養機能食品	すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量を含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができるもので、一日に必要な栄養成分が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。
新設 機能性表示食品	事業者の責任において、安全性及び機能性を確認した上で、科学的根拠に基づいた「おなかの調子を整えます」などの機能性を表示する食品であり、消費者庁長官の個別の許可は不要ですが、販売前に、機能性や安全性などの必要な情報等を消費者庁長官に届け出ることが必要です。

＜機能性表示食品の制度の特徴＞

- ・ 疾病に罹患していない方を対象にした食品です。
- ・ 生鮮食品を含め、全ての食品（一部除く）が対象となります。
- ・ 特定保健用食品とは異なり、国が安全性と機能性の審査を行っていません。
- ・ 事業者から届け出られた情報は消費者庁のウェブサイトで公開されます。

＜機能性表示食品に必要な表示＞

- ・ 機能性表示食品である旨 ・ 届出番号
- ・ 機能性及び安全性について国による評価を受けたものでない旨
- ・ 科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- ・ 一日当たりの摂取目安量及びその目安量あたりの栄養成分の量及び熱量、機能性関与成分の含有量 など

また、食品表示法では、行政による監視指導体制を補完するために、消費者からの不適正表示に係る国や都道府県への申出制度、及び適格消費者団体による差止請求制度が設けられています。

＜お問い合わせ先＞

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 TEL 029-301-3961

臨床獣医師部会

臨床獣医師部会では産業動物分科会と小動物分科会に分かれて活動しています。平成26年度産業動物分科会では、第1回目に元麻布大学獣医学部教授和田恭則先生より「牛の第四胃変位と脂肪肝の病態について」、第2回目は日本大学専任講師大滝忠利先生より「乳牛の飼育管理が肝機能と繁殖機能に及ぼす影響」というテーマでご講演いただきました。小動物分科会では膵臓疾患について勉強会を開催しました。第1回目に東京農工大学准教授福島隆治先生に「膵臓疾患の診断と治療について」、第2回目はどうぶつの総合病院病理科主任近藤広孝先生に「病理学的所見からみた膵臓疾患」をテーマにご講演いただきました。来年度もより充実したセミナーが開催されるよう活発に活動していきたいと思っています。

平成26年度鹿行ブロック獣医師連絡部会活動報告

平成26年

4月6日	定期総会	大洗シーサイドホテル
10月12日	ペット動物無料健康相談	鹿島灘海浜公園 鉾田うまかつフェスタ14'にて 里親探し・しつけ教室・無料健康相談・マイクロチップの装着 今年度も、ふれあい動物園を行なった。

平成27年

1月27日	養豚講演会	小美玉市 四季文化館「みの〜れ 風のホール」 都築 智子 先生（県北家保）、早山 陽子 先生（動物衛生研究所） 高橋 欣也 先生（日生研）、佐藤 則子 先生（県農林水産部畜産課）
3月8日	小動物講演会	鹿島ハイッスポーツプラザ 犬と猫の膵炎の病態〜臨床病理学的アプローチ〜 アイデックスラボラトリーズ 平田 雅彦 先生

平成26年度県南ブロック獣医師連絡部会活動報告

県南ブロックでは、7月に村山信雄先生をお招きして「犬のかゆみ」をテーマとした研修会、10月には同じく村山先生による「猫のかゆみ」をテーマとした研修会を開催いたしました。11月には、第8支部担当による動物フェスティバルを取手市緑地運動公園において開催しました。2月には、第3回目の研修会として、荒井延明先生をお招きしての「脂質代謝異常セミナー」を開催しております。皆様方の多大なるご協力のもと、どれも充実した内容で行えたのではないかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

平成26年度県西ブロック獣医師連絡部会活動報告

- ・平成26年5月28日（水） 下妻市に於いて役員会開催
- ・平成26年7月16日（水） 下妻市に於いて通常総会開催

- ・平成26年10月22日（水） 下妻市に於いて第1回講習会「ペットからの感染症（今注目すべき皮膚真菌症）について」【村田佳輝先生】、ならびに情報交換会の開催。
- ・平成26年11月9日（日） 猿島郡五霞町（五霞ふれあい祭り）に於いて、動物愛護フェスティバルを開催、ペットしつけ方教室ならびにペット無料健康相談の実施。
- ・平成27年3月24日（火） 下妻市に於いて第2回講習会「症例発表のしかた」【栗田吾郎先生】、ならびに懇親会の開催。

支部活動報告

第4支部

3月23日	支部役員会	
4月6日	支部総会	大洗シーサイドホテル
9月8日～9日	関東地区三学会	山梨県昭和町 アピオ
11月28日	正副支部長会議	
27年		
1月29日	正副支部長会議	
その他、ブロック事業への協力		

第5支部

平成26年

- 4月 狂犬病予防集合注射の実施
- 6月 支部役員会
- 7月 支部総会（支部事業・会計決算報告及び狂犬病集合注射について）
- 9月 支部懇親会
- 10月 ふれあい教室派遣
- 11月 支部旅行（1泊2日、高松・小豆島旅行）
支部研修会（災害時における愛玩動物救護マニュアルについて）

平成27年

- 1月 第5支部狂犬病予防事業連絡協議会会議
支部新年会
- 2月 支部役員会
- 3月 支部総会（支部事業計画・会計予算及び狂犬病集合注射について）

第6支部

- 4月8日 第1回支部役員会（神立町）
支部総会準備 ・会則等問題点について ・土浦市委託問題について
・土浦市集合注射日程調整について ・次期役員について

4月18日 第2回支部役員会（神立町）
支部総会準備（第1回の最終調整）
4月29日 支部通常総会（石岡市 マリアージュ吉野）
5月14日 土浦市との狂犬病関連の意見交換（土浦市役所）
4月5日～5月22日
狂犬病集合注射実施（土浦市・かすみがうら市・石岡市）
11月12日～11月13日
支部研修旅行（東京方面・目黒寄生虫博物館見学等）
12月4日 正副支部長会議（土浦市）
土浦集合注射日程調整等
2月8日 支部新年会（土浦市 割烹 圭）

第8支部

第8支部では6月の支部総会、9月の支部内狂犬病予防推進会議を行い、11月には県南ブロック主催の動物フェスティバルを担当支部として参加いたしました。動物フェスティバルに向けては、会員総出で準備を行い、納得のいくものを作り上げることができました。お忙しい中、ご協力いただいた県獣医師会事務局、動物指導センター、支部会員の皆様に感謝いたします。

H26年11月2日に取手市緑地運動公園で行われた動物フェスティバルについてご報告いたします。

まず、実施に当たり、以下のようなことを考えました。

目的…狂犬病予防の重要性を知っていただくこと。

方法…そのために、動物と子供の力を借りる。動物が子供たちを呼び込んでくれ、その子供たちが大人を巻き込む。

結果、天候に恵まれたこともあり、多くの人に集まっていただくことが出来、多くの人に狂犬病予防について知っていただくことができたと思われます。

子供に狂犬病を知ってもらうことは大きな意味があると思います。子供が知っていることで大人は狂犬病予防をおろそかにできない。子供の時に得た知識は大人になってからも大きな意味を持つでしょう。

また、コミュニケーションをとることで、獣医師をより身近に感じてもらうこともできたのではないのでしょうか。

参加した会員にとっても、来場者にとっても、とても有意義な時間となったと自負出来るものとなりました。よって、その内容に関してご報告させていただき、何らかのご参考になれば幸いです。以下、流れとともに、写真を中心に、説明させていただきます。



開場前の準備



狂犬病予防についての問題に回答していただく



親子で相談しながら回答



パネルのどこかに答えはあります



それでもわからなければ、獣医師に質問！



獣医師が解説しながら答え合わせ



全問正解したら、ポニーに乗馬



乗馬が怖ければ、餌をあげてふれあい体験

第9支部

平成26年 5月21日（水） 役員会開催

6月26日（木） 通常総会・情報交換会開催

10月28日（火） 役員会開催

11月13日（木） 視察研修会（さいたま市動物愛護ふれあいセンター）

平成27年 2月23日（月） 懇親会開催

農林水産部支部

農林水産部支部では、1月16日に畜産センター研修室で開催された家畜保健衛生業績発表会を支援しました。26年度は16演題の発表があり、3演題が関東甲信越ブロックの発表会に、2演題が27年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会に選出されました。

関東甲信越ブロック選出演題

1 非特異反応及び通過菌がヨーネ病検査上問題となる大規模発生農場の対応

県北家畜保健衛生所 赤上 正貴

2 管内で発生した豚流行性下痢の防疫対応

鹿行家畜保健衛生所 岩本 和也

3 豚流行性下痢発症豚における迅速固定法を用いた免疫組織化学的染色の検討

県北家畜保健衛生所 矢口 裕司

* 3はブロック発表会で、4月開催の全国家畜保健衛生業績発表会に選出された。

関東・東京合同地区獣医師大会・三学会

1 茨城県内における豚流行性下痢の発生状況とウイルス動態調査 県北家畜保健衛生所 山下 薫

2 豚の肺における *Mycoplasma hyorhinis* 及び *M.hypopneumoniae* 保有状況調査

県北家畜保健衛生所 田邊ひとみ

保健福祉部支部

保健福祉部支部では、公衆衛生の向上のための業績発表会（茨城県公衆衛生獣医師協議会）を開催し、次のとおり支援しました（参加79名）。また、獣医師職員が海外研修の一環として、食の安全についての調査研究を行いました。

【公衆衛生獣医師協議会業績発表会】

1 日 時：平成26年5月31日（土）

2 場 所：茨城県水戸合同庁舎（水戸市柵町）

3 結 果：

発表演題14題のうち、演題2、7、8の3題を平成26年度関東・東京合同地区獣医師大会・三学会に、演題11を平成26年度関東公衆衛生獣医師協議会調査研究発表演題に推薦しました。

4 発表演題等：

1 土佐犬（特定犬）逸走事件による飼養者に対する指導体制の確立について

動物指導センター 野村 正幸

2 台湾からのコンテナに迷入した猫対応事例について

動物指導センター 龍尾 幸治

3 管内と畜場における牛の分別管理について

県北食肉衛生検査所 井川 賢一

4 と畜場における牛枝肉の微生物汚染調査に係る衛生指導

県北食肉衛生検査所 佐久間 悠

5 管内大規模食鳥処理場における衛生管理改善への取り組み

県西食肉衛生検査所 大塚さかえ

6 パンから表示にない特定原材料（乳）が検出された事例について

土浦保健所 前田 裕子

7 LC/MS/MSを用いたドキシサイクリン検査法の検討

県西食肉衛生検査所 角田 久美

8 残留抗菌性スクリーニング培地の比較と感度向上の検討

県北食肉衛生検査所 佐藤 友美

9 豚疣贅性心内膜炎から分離されたStreptococcus suisの薬剤感受性について

県南食肉衛生検査所 鈴木 信洋

10 管内と畜場における豚の敗血症型豚丹毒発生事例について

県西食肉衛生検査所 萩谷 和音

11 管内と畜場搬入牛における牛白血病の免疫組織化学的染色による型別

県北食肉衛生検査所 後藤 慶子

12 豚の腹腔内に見られた中皮腫の1症例

県西食肉衛生検査所 塙 英子

13 食肉センター衛生推進事業の策定とその効果について

県南食肉衛生検査所 沼尻 美紀

14 平成25年度に茨城県で検出されたエンテロウイルスについて

衛生研究所 小森はるみ

【調査研究】

1 日 時：平成26年11月25日から12月5日

2 研 修 先：シンガポール及びオーストラリア

3 研究内容：

「ハラル食品マーケットへの取り組みについて」

「オーストラリアにおける和牛生産牧場の取り組みについて」

ひたちなか保健所 笠井 明美

団 体 支 部

団体支部は県内の各酪農組合県央南共済組合及び連合会（NOSAI茨城）のメンバーとその他少数からなり、往診の忙しい中を年1回の家畜診療技術者研究会の総会兼懇親会や酪技連（酪農技術者連盟）の研修会が唯一の会合の場となり日頃の仕事疲れをいやしながら、交流の場として成り立っている。特に研修内容によっては少人数ながらも、かなり盛況となる。また、団体支部での総会もまた違った形の懇親会となり牛の先生、豚の先生との交流を深めております。

勤務退職者支部

勤務退職者会員相互の連絡調整や各種学会・大会等の開催案内等をはじめ、次の事業を実施いたしました。

1 ゴルフ大会の開催

会員相互の親睦を図るため平成26年9月2日かさまフォレストゴルフクラブにて開催しました。

2 研修会の開催

平成27年2月27日水戸市において（株）ヤクルト本社中央研究所 野本康二先生（獣医師）をお迎えして「腸内フローラと健康のかかわり・腸の健康の大切さ」を中心にプロバイオティクスと免疫力向上等について最新医療情報等を講演いただきました。

80名の参加者と健康・医療に関して活発な議論が交わされました。

こぼればなし

「3・11」茨城のデータ

発生から満4年経過したので、東日本大震災・県内の実状を読売新聞から抜粋。

地震 2011年3月11日午後2時46分マグニチュード（M）9の巨大地震が三陸沖に発生（3時15分茨城沖でM7.7の余震、鉾田市で震度6強）。高萩市など8市が震度6強、水戸市など6弱。住宅全壊2,629棟、半壊24,365棟。停電86万戸。死者24名、行方不明者1名。**津波** 北茨城6.9㍓、鹿嶋港水路6.6㍓、4時52分大洗4㍓、津波浸水面積17.6平方km。**放射能** 東京電力福島第一原発事故により、放射性物質県内全域に拡散。16日午前11時40分北茨城市で15.8マイクロシーベルト。20市町村が「汚染状況重点調査地域」に指定。農水産物の出荷停止・自粛。風評被害甚大。**液状化** 潮来・鹿嶋など36市町村で住宅被害9,333棟。電気や上下水道施設が損傷。道路の隆起・陥没多発。**計画停電** 14日夕茨城県内で東電が実施。避難者の猛烈な反発により知事が東電に抗議。東電は翌朝解除。**被害額** インフラ被害額県関連施設（＝道路・橋など）73億円、港湾275億円。農業被害額344億円、漁業被害額659億円。漁船流失・沈没・破損など488億円。漁港施設・漁場海岸施設など427億円。東電への賠償請求額農畜産物等410億円、同海産物請求額340億円。県内の地震保険支払額1,529億円。社会や民間が抱える施設など本県の被害総額2.5兆円。**避難者** 学校など594避難所への避難者数77,286人。福島県からの原発事故避難者数は21日現在1,865人。このうち疲労などで41人が死亡。15年2月12日現在、仮設住宅で暮らす避難者は4,264人。そのうち福島県からの避難者数は3,461人。**その他** 数字不明だが電話不通、物流停滞、ガソリン・食品・水等不足。（S・S）

「災害時における愛玩動物救護」の講演を聞いて

第五支部 支部長 木 内 貢

東日本大震災から4年の歳月が過ぎ、多くの人たちの記憶の中から災害の恐ろしさが薄れつつある今、最近、大きな地震・火山噴火、また大雨等による自然災害が多発しており、今後、甚大な災害が起きた時に不幸な動物たちを出さないようにするためには、何が必要かをもう一度考える事が大切なのではないかと思います。

そこで、第五支部では、獣医師および該当する市町村狂犬病予防注射担当者を対象に「災害時における愛玩動物救護について」茨城県保健福祉部生活衛生課（現在・県動物指導センター長）松本 徹先生に講演をお願い致しました。

当日は、獣医師16名、市町村担当者5名の出席があり、長時間にわたり松本先生の講演を聴講されました。その後、活発な質疑応答が交わされ、有意義な時間を過ごすことが出来ました。

災害発生時において、動物救護の対策としては、①逸走したり、保護されたりした犬・猫の一時保護収容対策 ②動物との同行避難体制の確立 ③負傷動物・疾病罹患動物の治療の3つがあげられます。

これらの事柄を円滑に行うためには、平常時にこそ、自治体・飼い主・避難所支援班の役割の内容を把握・認識し、そこに私たち獣医師がどのように関与していくかを考え、災害時に備えるべきだと思います。災害発生時の動物救護についての詳しい内容につきましては、「災害時における愛玩動物救護マニュアル（茨城県保健福祉部）」・「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）」を、ご一読いただきご参考にしていただければ幸いです。

まず、大切なことは、平常時において飼い主の災害発生時に対する備えが十分に出来ていること

であります。そのためには、日頃より飼い主様に対して、マイクロチップ・迷子札等の装着、狂犬病ワクチン・混合ワクチンの接種、避妊手術・去勢手術の実施、しつけ等々を啓蒙・指導していくことが私たち開業獣医師の責務であると考えます。

また、県内の災害発生時に限らず、近県での災害発生時に於いても、茨城県内の獣医師の協力体制（動物の受け入れや獣医師の派遣等）の確立が不可欠であると思われます。

今後、甚大な災害が無いことを祈りつつ、万が一の災害発生時に不幸な動物たちを出さないように、各々の獣医師が協力していける事を願います。

最後に、この講演会を開催するにあたり、松本 徹先生、獣医師会事務局の皆様には、多大なるご協力をいただきました事に、感謝申し上げます。

すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて －女性獣医師支援特別委員会の取り組み－

茨城県畜産センター養豚研究所 前 田 育 子

はじめに

第二次安倍政権は、アベノミクスの成長戦略で女性の活躍を促すことで日本の現状を変え、持続的な経済成長につなげていくという考えのもと、「女性の活躍推進」を柱の一つに掲げています。すべての女性が個性と能力を十分に発揮することができる「すべての女性が輝く社会」の実現のため、政府や民間の育児に対する意識のさらなる向上や男女とも残業しなくてすむ環境づくり、待機児童問題の解決など、女性が働きながら子育てしやすい社会の実現のための政策を展開しています。

われわれ獣医師の世界では、女性獣医師の割合が近年特に増加しています。20代、30代の若い世代では約半数が女性です。そして、現在、全国16の獣医系大学に在籍する獣医学生の約半数が女子学生であることから、今後、女性獣医師と男性獣医師の割合は、均衡していくと考えられます。

しかし、一方で、女性獣医師(20～50代)の約7%(750人)が無職であり、女性医師の約1%(581名)、女性歯科医師の約2%(417人)と比較するとその割合は顕著に高く、女性獣医師が出産や子育てのために離職し、その後、様々な理由で再就職が進まない現状があるのも事実です。

そこで、このような状況の要因を明らかにし、女性獣医師が継続して就業できる環境、つまり全ての獣医師が働きやすい環境づくりに向けて、平成25年9月、公益社団法人日本獣医師会は、女性獣医師支援特別委員会を設置しました。

私は、茨城県職員としてこれまで主に家畜衛生の仕事に従事し、公務員女性獣医師の立場で本委員会に参加しています。

今回、女性獣医師支援特別委員会のこれまでの活動状況と平成27年2月13日に岡山コンベンシ

ョンセンターで行われた平成26年度獣医学術学会年次大会企画のシンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－女性獣医師の就業現場から－」について報告します。

女性獣医師支援特別委員会について

1 設置目的

本委員会は、女性獣医師の就業を支援するため、キャリアアップと就業継続に係る方策を検討し、獣医師の地域・職域偏在を解決する一助として無職の獣医師の活用、女性獣医師が継続就業できる環境の整備、活動支援を行うために設置されました。

2 構成メンバー

委員は、産業動物診療、小動物診療、家畜衛生、公衆衛生行政に従事する女性獣医師10名で構成されています。

委員長：栗本まさ子

(日本乳業技術協会業務執行理事)

副委員長：稲垣靖子

(神奈川県湘南家畜保健衛生所所長)

委員：荒井 桂

(オホーツク農業共済組合女満別家畜診療所診療所長補佐)

石田真知子

(千葉県農業共済組合連合会家畜部診療課係長)

及川 知子

(横浜市健康福祉局健康安全部食品衛生課担当係長)

木村 哲子 (東京都動物愛護相談センター
多摩支所課長補佐兼監視第二係長)

嶋田 直子 (ベイリ動物病院院長)

西木 千絵 (にしき動物病院院長)

前田 育子

(茨城県県西家畜保健衛生所防疫主査)

三谷 邦子 (老司どうぶつ病院院長)

3 活動状況

平成25年11月13日、第1回の委員会が開催され、各委員の経験や「就業環境等に関する現況調査」結果に基づき、獣医師の各就業現場における現状と課題と対策について4回にわたり協議を重ねてきました。

平成26年10月に中間報告をとりまとめ、今年度、最終報告を提出する予定です。

4 獣医師の就業環境等に関する現況調査

女性獣医師の就業環境の実態を把握し、就業支援のための基礎資料とすることを目的に、平成26年1月17日～2月16日にかけて、インターネットによるアンケート調査を行いました。

全国の4,371名（男性67％、女性37％）の獣医師の皆さんから回答を頂きました。（平成24年12月31日獣医師法第22条に基づく届出概況での獣医師数は、38,293人です。）

特に、女性獣医師が望む継続就業しやすい環境、復職しやすい環境を明らかにするため女性獣医師が抱えている不安と、現在、実感できている支援や制度、また、今後必要な支援や制度についてまとめました。

（1）獣医師が抱えている不安

労働条件については、職域による差が大きく、特に小動物臨床分野では70％の獣医師が「労働時間が長い」、「休暇がとれない」と感じていました。技術、知識、経験が不足していることへの不安は、どの職域でも男性より女性獣医師で高い傾向でした。

また、仕事と妊娠や育児等の両立への不安は、産業動物分野では70％、小動物臨床分野では60％の女性獣医師が不安に感じていました。一方、公務員女性獣医師では、30％と他の職域より低い傾向でした。

（2）女性獣医師への現在の就業支援の実態

育児休業や子の看護休暇など子育て支援制度

については、公務員の80％が整備されているとの回答でしたが、小動物診療分野では、不十分という回答が半数を超えていました。

また、産休代替職員の確保については、産業動物臨床分野で80％、小動物臨床分野で70％、公務員で50％が不十分との回答でした。その他、復職のための研修制度、情報の提供、モデルケースの紹介についても不十分との回答が高く、育児や出産休暇の取得、スムーズな職場復帰など、子育てを支援するための就業環境の整備は職域を問わず、十分でない実態がうかがえ、特に小動物臨床分野の女性獣医師の就業環境の整備が遅れていることが浮き彫りとなりました。

5 平成26年度獣医学術学会年次大会(岡山)企画、シンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－女性獣医師の就業現場から－」について

本シンポジウムでは、産業動物診療（荒井桂）、小動物診療（西木千絵）、公務員（前田育子）の各職域の就業現場の現状と課題について、自らの経験と現況調査の結果に基づき講演を行いましたのでその内容を紹介します。

（1）NOSAIオホーツクにおける現状と課題

オホーツク農業共済組合は、家畜の引き受け頭数が、平成25年実績で乳牛20万頭、肉牛3万頭、豚1万頭弱、種雄畜33頭で、現在101名の獣医師が診療に携わっています。臨床現場にいる獣医師99名のうち18名が女性獣医師であり、彼女達の仕事状況は、男性獣医師と比較しても全く差異は無く、管内各診療所で大いに活躍しています。女性獣医師の年齢構成は、ほぼ20代30代で、未婚者が大半ですが、最近は、既婚者が増え妊娠中、育児休暇中、子育て中とさまざまですが、皆大変そうです。

なかでも北見診療所は、20名中5名が女性獣医師で、全員既婚者で子育てをしながら診

療業務にあたっています。このような妊娠、出産、子育て適齢期の女性獣医師が多数在籍する診療所では、様々な問題や軋轢が生じています。NOSAIオホーツクでは、妊娠による内勤や育児休業の獣医師の補充がなく、欠員分は内部の人員で補うしかありません。日中の診療件数の増加と夜間当番回数の増加で精神的にも肉体的にも負担が強られる状況になっています。このような状況は、子育て中の女性獣医師も復職後、夜間当番をしていないことや子の看護で早退するたびに、精神的負担が積み重なり、職場の理解と協力を得る代わりに、他の獣医師への負担と犠牲を強いているこの現状を打開して欲しいと強く願い、育児休暇の取得等で他の獣医師の負担にならないような人員配置を切に望んでいるところです。

産業動物分野でも、あと10年20年後には、男女比が限りなく均等に近づいていくものと思われます。その時、女性獣医師の妊娠、出産、子育てを今のように同僚の獣医師の善意や努力だけで支えていけるものなのでしょうか。この状況は、全国のNOSAIの全ての診療所で起こりえることです。産業動物診療を志す獣医師は減少傾向にありますが、そのようななか、高度な教育を受けた若く優秀な獣医師が、産業動物診療に従事してくれることは頼もしい限りです。この有望な獣医師が、出産や子育て等の理由で途中離脱することなく適正な労働環境の元で活躍していけるように、この業界に携わる人々が考えるべき時期に来ていると思います。

(2) 小動物臨床に携わる女性獣医師の現状

にしき動物病院（スタッフはすべて女性）は、東京都八王子市で開業して20年になります。西木院長曰く、3K職場といわれる小動物臨床現場でがむしゃらに仕事をしてきたのがたまたまのか数年前に脳梗塞を発症。幸いなことに後遺症はなく、診療に影響が無いまでに回復。病気を機

会に、頑張りすぎない、上手に逃げる、仕事ばかりでなく楽しみも必要と思うようになりました。チームを組んでの仕事、短期間の派遣獣医師制度ができれば、体力的、精神的にもゆとりができ、適切な獣医療の提供につながると考えます。

また、独自に行った八王子市の女性獣医師へのアンケート調査では、多くの女性獣医師が診療と家事・育児の両立を負担に感じていることがわかりました。夫だけでなく家族のフォローがあり、さらに、専門業者の活用も時には必要と考えます。一人で背負い込むことがないように周囲の協力を得て両立をして欲しいと思います。

(3) 公務員女性獣医師の就業現場の現状と課題

公務員は、育児休暇等の制度がととのっており、就業を継続しやすい環境にあります。しかし、休業中の代替職員の確保は難しく、その確保対策（定年退職者の活用、ドリトルバンクとネーミングした獣医師バンクの開設と活用、公務員獣医師の募集年齢の撤廃、年度複数回の採用試験の実施、定員+ α の採用、前歴加算措置、獣医師臨時職員の報償単価の増額など）が急務であり、この対策が整備されてこそ生きた制度となると思います。

また、技術、知識、経験の遅れが生じることへの不安から制度を最大限活用せず復帰時期を早めるケースもあります。休業中のブランクを埋めることができる研修の実施や、情報の提供、復帰時の技術的なサポート役となるカムバックトレーナーの設置で不安なく職場復帰ができるような支援が必要です。

そして、公務員女性獣医師が自信と誇りを持って継続して就業していくためには、段階的な支援が必要です。女子学生に対しては、女子学生のための就職説明会の開催やインターンシップの受け入れで、学生時代に公務員獣医師の仕事の理解と就業現場の現状を把握し、その上で進路選択をしてもらえれば、公務員獣医師の仕

事の重要性、やりがい、責任感をもったの進路選択となり転職をすることなく就業が継続されると思います。育児休業制度等を利用する世代には、やる気の持続と周囲のサポートが必要です。配属、仕事の配分、評価、昇進、研修の機会が平等に与えられること、そして押しつけないサポートが必要です。女性獣医師の転職率のピークは、結婚・出産適齢期の30代です。特に転職率の上がるこの時期の支援が重要です。さらに、全ての公務員女性獣医師に対しては、女性獣医師の管理職への登用、国民の獣医師の仕事に対する理解醸成、獣医師の社会的地位の向上、処遇の改善を行うことが必要です。

おわりに

昨年来、「リケジョ」、「ドボジョ」、「ケンセツコマチ」など、これまで男性が中心な役割を担っ

てきた分野に従事する女性を応援する動きが活発になってきました。

現在、獣医師は女性が30%を占め、人数的には、男性中心の職業といえないのかもしれませんが、女性獣医師が働きやすい環境作りは始まったばかりです。女性獣医師も「ジュウイジョ」として社会にアピールして応援してもらえればありがたいです。

近い将来、獣医師全体の約半数を女性獣医師が占めることとなります。女性獣医師が、出産、育児等を経験しつつキャリアアップもし、自信と誇りをもって獣医師として活躍することができれば、より良い獣医療の提供につながるほか、獣医師をとりまく環境全体の活性化や獣医師の社会的地位の向上にもつながることが期待できます。女性獣医師が生き生きと活躍を続けられる職場は、全ての獣医師が活躍しやすい職場なのです。

こぼればなし

「イスラム教」とは？

イスラム教過激派によるテロが相次いでいるが、本来のイスラム教とは、どんな宗教か？約1400年前、貿易商ムハンマドは、メッカ郊外の洞窟で神の啓示を受けた。彼はその啓示を、預言者として広げ、死後聖典コーランとして保存された。それがイスラム教の始まりである。

イスラム教はコーランの教えが絶対で一神教。信じるべき「六信」で、唯一の神アッラーを奉り、経典はコーラン、来世などを信じ、「五行」で、礼拝・断食・巡礼などの義務を規定する。預言者没後、娘婿アリーを指導者とする「シーア派」と、イスラム共同体の総意で指導者を定めるべきだとする「スンニ派」に分かれるが、それぞれ王朝を築く。イスラム教徒は現在全世界で16億人（そのうち日本には10万人）。キリスト教徒は22億人だが、出生率の高いイスラム教徒は2030年にはキリスト教徒数を抜くと予測されている。イスラム教は他宗教をも認める「寛容さ」があるため、支持を得、宗徒を増やした。イスラム教徒とキリスト教徒は最初同じ神を信じ、ともにエルサレムを聖地としたが、キリスト教国は中東のイスラム諸国を支配したために摩擦が起き、十字軍によるエルサレム奪還戦などもあり、紛争が絶えない。ムハンマドの風刺画などイスラム教徒には許せない事。キリスト教にはローマ法王を頂点とする宗教会議があるが、イスラム教にはそれがない。そのためイスラム教の一部の者は、コーランの記載を勝手に解釈し、ジハード（聖戦）と称して、自分達の考えに反するものを武力で打破する。世界に呼び掛け、現在イスラム国に参戦する外国人は2万人とも言われる。それが自国に帰りテロを起こす事が危惧されている。（S・S）

豊かな郷土「常陸国」

勤務退職者支部 菅原茂美

本稿は、茨獣会報83号原稿締切間近かに、鹿行地区の会員から「常陸国」とはどんな国だったのか調べて、是非会報に掲載してくれ！との要望がありました。歴史に関する事は元々私の専門ではありませんが、関心はあった事なので、独断と偏見があるかも知れませんが、引き受けました。私が所属する「ふるさと風(HPあり)」という同人会誌が石岡市にあります、幸い、そのメンバーに日本歴史学会会員の研究者がおられるので、詳細を聞き、更に歴史資料館取材や私の妻の家系に存在する古文書など調べ上げ、急遽、簡略ではありますが纏めましたので掲載いたします。

常陸国は、大化の改新(645年)による律令制成立前は「日高見国」と言われたが、成立後は東海道の属し、「常州」とも呼ばれた。平安初期、日本は、5畿7道、68か国で、現在の沖縄県と北海道は含まれていない。

【畿内5カ国、東海道15、東山道8、北陸道7、山陰道8、山陽道8、南海道6、西海道11計68国である。1406年「琉球王国」成立。それ以前は小豪族乱立。1609年薩摩藩により領土は侵襲されたが王国は存続し、間接支配下に置かれた。1879年明治政府により王国体制廃止。沖縄県となる。次いで北海道は1807年江戸幕府の「松前藩」設置により、正式に日本領土となる。その前、北海道の古代名は「渡嶋」と呼ばれ、江戸時代まで千島・樺太を含め「蝦夷ヶ島」とも呼ばれていた。明治政府の開拓使「松浦武四郎」はアイヌが自らを「カイ」と称えている事から「北加伊道」という建白案を出したが折衷案「北海道」と正式命名された。内地の弥生文化は北海道には渡らず、縄文文化のままで、擦文式土器による擦文時代が12世紀まで続く。】

さて、東海道には15国が属し、常陸国は朝廷の権力が及ぶ最北端の軍事的要害であった。従って東海道15国を繋ぎ、京に上る東海道の街道の出発点は現石岡市の石小校門前が起始点で、江戸日本橋を起点とするのは江戸時代以降はるか後の話である。

常陸国は8世紀初頭、国府の下に11の郡衙(多珂、久慈、那賀、新治、白壁、筑波、河内、信太、茨城、行方、鹿島)を置き、わが国で最も豊かな領地であり、皇室が直接治める「天領地」であった。国府は現在の石岡市総社1-2(現石岡小学校)に存在し、国分寺・国分尼寺・総社を従え、司法・軍事・宗教の中心で、一の宮は鹿島神宮である。(国分寺・国分尼寺は、741年聖武天皇の勅願により、各国に五穀豊穡・国家鎮護のため建立されたもの。総社の役目は、国司は同じく五穀豊穡・国家鎮護のため、各国内の一宮・二宮……と参拝を義務付けられていたが、多忙のため参拝の労を省くため、国府の近くに総社を建立し、国内の神々を一堂に奉じ、毎日参拝する事となった)。

平安初期の頃、現在の東北地方は蝦夷地と言われ、朝廷の権力が及ばない。従って白河の関・勿来の関を統括する常陸国府は、朝廷の前戦基地でもあった。現在、旧千代田町に「四万騎農場」という栗の改良で大きな貢献をした広い農場があるが、その地名「四万騎」は1062年、後三年の役に源義家が奥州征伐に行く時、主として関東武者四万騎が結集した原野であったと云い伝えられているが(おそらく伝説)、とにかく朝廷は、つつましく静かに暮らしていた東北の先住民を、むきになって従属させた。そして勝てば官軍で、歴史書には、勝った自分を正当化して、負けた方を賊軍・

逆族として書きたてる。史書というものは、公には表せず涙ながらに書きとめ、土蔵の奥に眠っている古文書などこそ、真実を語るものかもしれない。

【鹿島神宮は常陸国の一の宮である。全国にほぼ900ある鹿島神社の総本社であり、千葉県の香取神宮、神栖市の息栖神社とともに東国3社の1社である。創建は東国最古で、養老7年(723)「鹿島」と記載されているのが最古。朝廷から深く崇敬され、藤原氏の氏神でもあった。大和政権は蝦夷を強く意識していたためか、鹿島神宮の社殿は北方を向いている。祭神は武甕槌大神(たけみかづちのおおかみ)と「古語拾遺(807年)」にあり、軍神とされるが、常陸風土記には、航海神、農耕神の一面もあったと記されているという。】

現在、茨城県の耕地面積率は日本一で、山が少なく平地が多く、水利に恵まれ、農業生産高は北海道を除き日本一である。2015年4月1日県環境政策課内に「茨城県生物多様性センター」が新設され、50年先、本県の生物多様性保持戦略の推進拠点となる。このように本県は南方系・北方系動植物が混在し、豊かな地勢である。この事が示すように、この豊かな大地を古代の皇室が見逃すわけがない。生活の基盤「衣食住」の「衣」は養蚕が盛んで絹織物は豊かさの象徴。「食」は温暖で広大な農地からは主食の米はじめ温暖・寒冷双方に産するあらゆる食材が生産され、海産物も暖流・寒流が交差する豊富な漁場であった。更に「住」のためには、平地林に恵まれ、これまた万全。皇室が一人占めしたくもなる。

常陸国・上野国・上総国の三国は平安時代、国主は必ず親王が補任する「親王任国」であった。親王任国制度以降の常陸国初代国主は、桓武天皇の第四子葛原親王で、次いでその子高見王、第三代目「高望」は889年初めて「平」の姓を賜り「上総の介」として桓武平氏の祖となる(その子孫に平

清盛)。第三代目までは国主は京を離れず、租税のみを受け取り現地赴任せず。第四代「平国香^{ひたちだいじょう}常陸大掾」以降は現地赴任するが、遺産相続争いから、国香は甥の平将門に殺される。将門は朝廷に仕え、検非違使を望むが成らず。憤慨して常陸国主である伯父国香を倒し、939年居館を猿島に建て、文武百官を置き、自分も天皇から5代目なので「新皇」と称し、威を振ったが、国香の子貞盛等に討たれる。

なお、律令制の四等官は地方の「国」においては、最上位は「守：県知事に相当」次いで「介：副知事」その次が「掾：部長級」、最後は「目：課長級」である(大国においては、掾に大中小がつく)。

さて国府も時が経てば、絶対権力者ではなくなる。力のある豪族・武将などによりその地位を奪われる事となる。戦国時代は正に力による強奪戦である。

こうして常陸国府は南北朝時代初期(1346年頃)、第15代大掾平詮国により築城された「府中城」は、天正18年(1590)大掾平清幹が佐竹義宣により攻められ落城し、その後、義宣の叔父佐竹義尚が城主となるが、慶長7年(1602年)佐竹氏が秋田に国替えの後、元禄13年(1700)、初代水戸藩主徳川頼房の第5子松平頼隆が藩主となる。以降府中藩は水戸家の分家「連枝」として、明治維新に至る170年間「府中松平藩」となる(藩の菩提寺照光寺には、かつて日本は奈良時代以降神仏混淆なので、藩主墓地には鳥居の奥に墓石がある。)

なお、桓武天皇から9代目、平重家は常陸大掾家から分家し、旧協和町に「小栗城」を築城(1155年)。国府の要害を外から固め、14代約300年間繁栄。

しかし14代城主小栗満重の代(1423年)に関東公方足利持氏に襲われ落城。城主満重と家臣団(小栗十勇士)が三河の縁戚を頼り逃げる途中、相模の豪族「横山将監館」で宴膳の毒酒にあい、皆殺し(1431年)になったが、満重の子「助重」は、「照手姫」の助けにより、甦生し、長じて横山を討ち、小栗判官として復活した。この一連の悲劇は、1991年、

市川猿之助によるスーパー歌舞伎「おぐり」として新橋演舞場で、ロングラン上演され、私も見に行ってきた。

満重主従の墓石は旧協和町「長生院」に現存する。また今日もなお「小栗判官祭」として壮大な武者行列や神輿渡御が行われている。

また、十勇士の一人に「風間次郎正興^{まさおき}」という武将がおり、三河へ落ち伸びる途中、本家筋の常陸府中城に孫「三郎正光」の養育と、常陸風土記にも記載のある守り本尊「風間阿弥陀（石岡市指定文化

財：市歴史資料館に現存）」をあずけ、正光は長じて士大将^{さむらい}となり、代々府中城の武士団を構成する。実は私事で恐縮だが、私の妻は、三郎正光の末裔（風間家初代から19代目）で一人娘。私のわがままで婿入りをしなかったが、倅には、脈々として、20代目の血が流れている。

明治維新後は、廃藩置県（1871年）を経て、明治8年（1875）、旧下総の国北西部の猿島、結城、北相馬の3郡を編入して現在の「茨城県」が誕生した。

常陸国の私流物語も、つい国府の所在地近辺に局限してしまったが、県央部・県北部などにも物語は豊富にあるはず。どなたかいつの日か、調査の上、ご投稿願います。また、常陸国の生産物やら人情やら、傑出した人物など、我が郷土を愛するが故に、より深く色々の事を知りたいと思うので、どなたでも思いつくままに故郷の話をご投稿いただければ幸甚です。

こぼればなし

豚と人の類似点

誇り高い読者は豚と人に類似点などあるものかと、お怒りになるかも知れないが、どっこい沢山ある。豚の祖先猪も我ら霊長類もモグラなど食虫目から分岐した哺乳類。解剖や生理は実によく似ている。肉食獣の腸管は短いが、草食獣は繊維など消化するため腸管はとても長い。豚や人はその中間で、雑食動物である。豚は実に綺麗好きなのに人間が勝手に狭い所に押し込めて飼うからやむを得ず体が汚れているだけ。心臓など人とそっくりなので心臓外科医の卵は豚の心臓で手術の訓練を積む。又、実験動物としてミニ豚は貴重な存在。豚は人への異種臓器移植提供動物でもある。知能は犬より高く、鏡映認知能力は類人猿より高い。嗅覚は犬に劣らず、トリュフ探しの名人。漢字圏で干支の「亥年」は日本以外は「豚年」と言うし、豚の牙は富の象徴で、豚の夢を見ると金が溜ると韓国では豚型の貯金箱が用いられるとか。

さて、イスラム教で、なぜ豚肉を食べる事を禁じているか？それは、イスラム教徒は元々遊牧民。家畜を連れて回遊する民族である。ラクダ・牛・羊・山羊など反芻獣は真に従順で遊牧に適している。しかし豚は貴重なタンパク資源で、肉も真においしい。ところが、いかんせん決して人の言う事を聞かない。Aが西を向けばBは東。一塊りになって移動などまず不可能だ。となると、群れを率いるリーダーは、一団を統率できなければ資格がない。そこでムハンマドは、『誇り高いイスラム民族は、不浄な豚肉など、決して食してはならない！コーランにもしっかり書いてある。』…と称したのが事の始まりとする説がある。

(S・S)